

昆虫はかせネットワーク公開シンポジウム

「昆虫採集をかんがえる～地域との共生を目指して～」

報 告 書

まえがき

今の新潟県の昆虫採集をめぐる状況はお世辞にもいいとは言えません。あちこちの採集規制、指導者や昆虫を学べる機関の不足、保管できない標本、採集地の荒廃や外来生物…。では、昆虫採集なんてなくていいのか？ 答えはノーです。昆虫採集の意義としては、

地域の環境悪化の指標となる：昆虫の種や個体数をモニタリングし続けることで環境変化を早期発見できるはずですが、また昆虫標本は比較的省スペースで過去の生物の情報を長期保管できます。今と現在、異なった場所、の環境変化を知るのには昆虫の変化を知るのが適しています。

科学教育のスタートとして適している：昆虫を見て反応しない子はいません（好き嫌いは別にします）。そして、その形や行動の多様性は見飽きません。偉大な科学者でも最初は昆虫から科学に入ったという人は多く、入門として最適だとみられます。

生き物の理解に適している：環境教育だ、ESD だ、SDGs だと騒がれますが、そもそも親しみも興味もない自然に対して、ポジティブな行動をする人間がいるのでしょうか？ 原体験としての自然体験が重要です。昆虫は数が多く、いじり倒すのに適切です（適切な指導者が必要）。

従来型の採集者は自分のやっていることを世間にアピールしてきませんでした。そのため、なんだかかわからない人が網をもって山に入っていく、街灯の下や自販機をのぞき込む、深夜明かりをつけている、そういう変な人に見られてきました。そして、誤解が続いたままだと規制されます。採集規制は行政による大規模なものだけでなく、地域による小規模なものまでたくさんあります。それら規制は一度制定されたら廃止は非常に難しいです。

解決のためには昆虫採集者も変わっていく必要があります。ひとりひとりが昆虫採集者の代表であると考え、マナーを守った採集を行い、意義を表明し、地域の人と仲良くする。こういった活動で少しずつ良くしていきたいです。小松貴氏の『絶滅危惧の地味な虫たち-失われる自然を求めて』（ちくま新書、2018年）の一節によれば、「地域の人に嫌われたら、それはそこに住むすべての虫に嫌われたも同然である」。

こうした状況・背景のもと、2023年12月9日に、長岡市中央図書館講堂にてシンポジウム「昆虫採集をかんがえる～地域との共生を目指して～」を開催しました。昆虫採取の今後をどうしていくのがいいのか、考える第一歩になればと思います。みなさまの協力をお願いします。

昆虫はかせネットワーク 代表 鈴木誠治

昆虫はかせネットワークシンポジウム
「昆虫採集をかんがえる～地域との共生を目指して～」

日時 2023年12月9日(土) 14:00～17:30
会場 長岡市中央図書館大講堂(新潟県長岡市学校町1-2-2)
主催 昆虫はかせネットワーク
助成 長岡市未来を創る市民活動応援補助金
後援 越佐昆虫同好会、新潟県、新潟市、長岡市教育委員会、日本自然環境専門学校

プログラム

14:00-14:20 開会挨拶
14:20-15:20 基調講演
「昆虫採集のススメ ～保護も、博士も、教育も、採集なしでは始まらない」
塘 忠顕(福島大学共生システム理工学類)
15:20-15:30 (休憩)
15:30-16:10 事例報告①
「ルールを守って昆虫採集 ～新潟県内における昆虫採集の法令制限～」
須藤弘之(越佐昆虫同好会、日本自然環境専門学校)
事例報告②
「放置昆虫採集トラップ回収大作戦 ～昆虫はかせネットワークの採集マナー啓発」
鈴木誠治(昆虫はかせネットワーク)
事例報告③
「中山間地域での昆虫養殖 ～地域資源を利用するための地域住民との関わり～」
高木良輔(十日町市地域おこし協力隊)
16:10-16:30 (休憩)
16:30-17:30 パネルディスカッション

開催趣旨

新潟県の昆虫採集は一部のマナーの悪い採集者と県外からの無法なコレクター、それに対する行政の規制などにより、採集できる場所がどんどん少なくなっている。ここで問題となるのは家族の採集、地元の自然を知るアマチュアの虫屋たちの採集についてである。

昆虫採集を続けるためには採集者側がマナーを守って環境を守り、人にも迷惑をかけないようにすること、マナーの悪い採集者と県外からの無法なコレクターへの啓発と注意を行うこと。さらにそれらの取り組みを外にアピールすることが重要である。それをもとに、子どもや家族、地元の自然を知る虫屋たちの昆虫採集に対して地域の理解や協力を得ていきたい。

開会挨拶

昆虫はかせネットワーク 代表 鈴木誠治

本日、「昆虫採集をかんがえる」というシンポジウムを開催させていただきます。昆虫採集というのは非常に危機的な状況にあります。一言で言ってしまうと、虫を採れる場所がない、ということです。それをどうにかするためには、何をすればいいのか。今、世間には生物多様性であるとか、TMFD（自然関連財務開示タスクフォース）であるとか、ややこしいキーワードがありますが、そういったものはそこにどんな生き物が生息するか分からないと、何も始められないわけです。そうした生物（昆虫）相の解明はアマチュアが担ってきた部分が大きいわけですが、そのアマチュアのなかにはマナーが悪い方もいます。そういった一部のマナーの悪い方の影響もあり、各地で採集規制が始まっています。今後、持続的に虫を採っていくためには、我々も、または地域も、色々と変わっていかねばならないわけです。合計 4 人の演者による講演を踏まえて、今後の昆虫採集はどうしていきべきかを皆で考える、その第一歩として、今回のシンポジウムを開催いたしました。

昆虫採集のススメ ～保護も、博士も、教育も、採集なしでは始まらない

福島大学共生システム理工学類 教授 塘 忠顕

私たちにとって昆虫とは

昆虫は私たちにとって身近な存在です。昆虫は教えられなくても「○○の仲間」すなわち「目レベル」でグループが分かる生き物です。また、昆虫は人が捕まえられる適当な大きさです。昆虫採集は自然への入り口であり、科学への入り口にもなってきました。

しかしながら、残念ながら昆虫は全体的に数を減らしています。環境省などのレッドリスト（RL）の変遷を見ると、昆虫の掲載種数がどんどん増えています。掲載種数が増えている原因には様々あり、開発、里地里山の土地利用の変化、外来種、化学物質、気候変動、シカ食害などがあります。ただし、クワガタムシ類をはじめとする一部の甲虫については、ブームを反映した乱獲の影響（トラップによる採集、産卵木の破壊、メスや幼虫の大量捕獲）、インターネットやSNSを介した情報拡散・販売も一因であることは事実です。

誰のために何をどう護るのか

このような現実があるなかで、私たちは昆虫について誰のために何を護るのかを考えなくてはなりません。昆虫を護るためには何が必要なのか、私は皆さんに3つの大切なことをお伝えしたいと思います。

一つめは、標本の重要性です。長年かけて集積されてきた標本は、自然環境の動向を語る貴重な基礎資料です。標本は、活用し、研究し、そして保存する必要があります。標

本という基礎資料がってこそ、環境保全に関する提言が可能となります。標本に基づく情報と分析は昆虫の保護にとって必要不可欠であり、標本として残すことによってその種がその場所に存在していること・存在していたことの証明にもなります。

二つめは、調査・研究の必要性です。昆虫の生息状況に関する実態把握と経年変化は、分類・生態に関する調査やモニタリング調査、得られた標本やデータといった資料の蓄積、資料の分析、によってはじめて明らかとなります。そうした調査は、アマチュアの採集者が担ってきました。これまでの基礎資料は、今後もアマチュアの寄与なくして昆虫に関する基礎資料の蓄積はありえないと思っています。

そして、三つめは、データ公表の重要性です。個人・組織問わず、昆虫採集の成果は様々な形で社会に還元されなければいけません。標本から情報を最大限抽出し、それを公表することは、人や社会とその情報を共有することになります。標本は資料として、いつかは公共の施設に提供することが望ましく、昆虫の採集を通して得られた自然に対する知識に基づき、環境保全を訴えていただきたいと思います。昆虫採集によって得たものを公共的価値にまで高める努力をしていただきたいと思います。少し違う視点から昆虫を護るものとして、採集規制があります。福島県内にも条例によって規制されている自治体があります¹。

こうした採集規制は、誰のため行われるのでしょうか。本来、採集規制というのはマナーの悪い採集者を排除するのが目的ではなくて、昆虫を護ることが目的だったはずですが。しかしながら、マナーの悪い採集者がいると、地元住民の方や自治体から、昆虫採集あるいは採集者そのものが、悪だと思われたり、不快感を覚えられるのも事実かもしれません。九州大の荒谷さんが書かれているような内容²を遵守しながら、昆虫採集者が積極的に模範を示すということが必要だと思います。

その一方で、採集規制をする側（自治体側）は、昆虫の生息地の環境保全とセットで考え、対象種のモニタリング調査をきちんと実施していただきたいと思います。福島県にある県の条例は、環境保全と種の保護をセットで義務づけている良い事例だと思います。自然を護ることが目指すべきは人間と自然との安定的な共生関係の実現であ

るはずで、その目的を見失わないことが大事です。自治体レベルでの効果的な保護対策を実施するために、九州大の荒谷さんが書かれているような内容⁴を反映しながら、保全に繋げていただきたいと思います。

あるいは、積極的に多様な昆虫の生息地であることをアピールして、採集する人と連携するというのもアリかもしれません⁵。

保護も、研究も、教育も、採集から始まる

保護や研究、最後に教育の面からも、昆虫を採集することの大切さを少し説明したいと思います。

保護や環境評価の面からは、今後、標本はさらに重要になります。環境省の第5次リストからは定性的要件が廃止され、きちんとした標本に基づいた評価が始まります。国土交通省による河川水辺の国勢調査は、きちんと採集標本に基づいた評価を行っており、30年間の河川環境の実態や変遷につ

¹ 只見町の「只見町の野生動植物を保護する条例」による町指定貴重野生動植物22種と環境省・県レッドリスト掲載種の捕獲禁止、ライトトラップの禁止について解説。加えて、町指定の天然記念物として西会津町のギフチョウとキマダラルリツバメ、三島町のキマダラルリツバメ、南会津町と檜枝岐村でのライトトラップの制限について解説。

² 「1. 法令・条例などを遵守し、信仰上の聖地や私有地への無断立ち入りは厳に慎み、地域の慣習にしたがう。地域社会との積極的な対話を心がける。2. 採集地の自然環境保全に努め、景観や利用者の感情を損なう行為を控え、地元の人びと、利用者に迷惑をかけない。3. 競争、販売や譲渡だけを目的とした採集は現金とし、地域の個体群サイズを考慮して採集する。また、採集行為の累積の影響も考慮する。」（荒谷邦雄（2023）昆虫採集のマナーを考える。昆虫と自然58(5), 2-5.）

³ 福島県の野生動植物の保護に関する条例について解説。採集が禁じられている特定希少野生動植物種（10種、うち昆虫はヒメイトトンボ1種）が指定、県のレッドリスト掲載種が希少野生動植物種が指定。第四条には事業者の責務があり、公共事業を実施する事業者は、事前に事業予定地における希少野生動植物種の分布の把握として県の自然保護課に照会するとともに、分布が確認された場合には配慮措置の実施が義務づけられている。

⁴ 「1. 科学的知見に基づく明確な基準によって必要最低限の保全種と保護地区を選定する。2. 単なる採集規制に留まらず、生息環境の保全を含む内容とする。3. 規制の除外対象となる学術調査研究には、アマチュア研究者等にも広く門戸を開く。4. 状況に応じた見直し（指定種の追加・指定取り消し等）が可能な柔軟な制度とする。5. 条例施行後の自治体による主体的なインベントリー・モニタリング調査実施と希少野生動植物種保護と自然環境保全へいっそうの努力を払う。」（出典は同上）

⁵ 福島県の田村市で開催された「昆虫サミット」を例示して解説。イベントを開催して集客するとともに、持続可能な社会を目指し、地域社会の一員として昆虫の未来価値を共創し、田村市から世界に発信する旨の宣言を発表。第2回では福島県・大阪府・宮崎県を含む15の自治体による昆虫の聖地協議会を発足。

いて分析・考察が可能です。福島県でも標本に基づく調査によって、貴重な生息地が護られた事例があります⁶。採集が環境評価や保全に繋がっていることが分かります。

また、博士号を得るためであるとか、保全につながる様々な基礎的研究のためにも、採集は大切です⁷。

環境教育においても採集と標本を残すということが大切になります⁸。実際に生き物を捕まえて、殺して、標本にすることは、命の重みや生き物の美や微を知ることにつながります。どのような場所にどのような生き物が生息しているのかを実体験によって知ることができる重要な機会です。

昆虫採集のススメ

最後に私からは3つのことを提言したいと思います。

まず昆虫採集者は、節度ある昆虫採集の効用について、社会に積極的にアピールしてください。そのためには、第三者への配慮、昆虫やその生息地に対する配慮、自己への配慮を常に意識することが必要です。採集規制される原因に対して真摯に耳を傾け、自戒し、正しい理解を求めていくことも必要です。また、採集を伴う調査・研究と標本によって保全に関する提言ができるということ（昆虫採集の有益性）、採集によって得

られたデータの公表や標本を公共の財産にする努力（昆虫採集の公共性）も求められます。

次に行政・自治体には、昆虫採集の有益性と公共性を認識し、希少種の採集規制だけではなく、生息環境の保全とセットで考えることをお願いしたいと思います。証拠標本の重要性、基礎資料の蓄積にはアマチュア採集者の寄与が必要不可欠であることを認識する必要があり、単なる採集規制ではなく、生息環境の保全とモニタリング調査を含む制度を目指してほしいと思います。

そして、昆虫採集を通して人間と自然との共生を実現していただければと思います。昆虫採集によって希少種の保護や生息環境保全に必要な基礎資料が得られます。それらの昆虫採集によって得られた標本やデータは、適切な環境保全対策に必要な知見提供に寄与する研究者の研究基盤となります。また、昆虫採集によって実物に触れることにより、誰でも生命を感じる機会を持つことができ、自然を見る目を養うことができます。多くの人がこのようなことを意識することが、昆虫採集と地域が共生していくためには重要で、昆虫採集を通して人間と自然との共生を実現する鍵であると思います。

⁶福島県内に数か所しかないキボシゲンゴロウ（環境省・福島県 RL で情報不足）の生息地を横断する道路建設が予定された際、県担当者に検討してもらい、生息地の保全に成功した。また、絶滅指定の後に再発見されたアカハネバツタ（環境省 RL 絶滅危惧 IA 類、福島県 RL 絶滅危惧 I 類）の調査採集、マーキング、草刈り方法の検討により、個体数の増加が認められた。

⁷事例として解説。大学院生が博士号を修めるためには、学会発表・論文発表のために、全国的な採集が必要な場合もある。また、ウチダザリガニのような外来種が在来種に与えている影響を調べるために、網羅的な採集が必要なこともある。

⁸環境省と国土交通省による「全国水生生物調査」を例に解説。河川で底生動物を採集して、指標生物に基づいて水質を判定する市民参加型の活動であり、小中学校や地域の子供たちが中心に実施することもある。基本的には記録後にもとの河川に逃がすが、子供たちの指導者は底生動物を採集、同定、標本の作製し、研鑽を積んだ上で指導する必要がある。

事例報告①

ルールを守って昆虫採集 ～新潟県内における昆虫採集の法令制限～

越佐昆虫同好会・日本自然環境専門学校 須藤弘之

野山を飛んでいる蝶は誰のもの？答えは、捕まえた人のもの。これは民法で、所有者のない動産は、所有の意思を持って占有することによって、その所有権を有します。では、野山の木や草花は誰のもの？木や草とか、落ち葉とか、土とか、石とか、みんなその土地に権利を有する人の持ち物です。

新潟県内で昆虫採集を制限する主な5つの法律について話します。

まず文化財保護法です。動物、生息地、繁殖地渡来地、植物自生地および地質鉱物で、学術上価値の高いものは、天然記念物として指定することができます。新潟県内では尾瀬が国指定の特別天然記念物（※1）、県指定ではクモツマキチョウおよびヒメギフチョウ生息地（糸魚川市）、市町村指定では阿賀町のキマダラルリツバメ、見附市全域のギフチョウ、妙高市のギフチョウが天然記念物に指定され、採集できなくなっています。

次に自然公園法では、公園指定地の特別保護地区は採集禁止です。また、特別地域の指定動植物に指定されているものも捕獲・採取が禁止されています。

自然環境保全法については、新潟県内に指定された地域は存在しません。

自然環境保全条例については、魚沼市全域でライトトラップ（灯火採集）が禁止されており、銀山平は動植物等保全地域に指定されチョウ類・トンボ類の採集が禁止されています。

種の保存法は野生動植物の種の保存や、生物の多様性を確保するための法律です。国内希少野生動植物種が指定され、捕獲や譲渡が禁止されます。新潟県で記録されている国内希少野生動植物（昆虫）は、ベッコウトンボ、マルコガタノゲンゴロウ、アカハネバッタ、ゴマシジミ、コヒョウモンモドキがいます。特定第二種国内希少野生動物種は販売・頒布を目的とした捕獲や譲渡が禁止されており、県内ではゲンゴロウ、エゾゲンゴロウモドキ、マルガタゲンゴロウ、タガメ、コバンムシの5種が記録されています。

新潟県の希少野生動植物保護条例では、オオモノサシトンボ、チャマダラセセリ、クモツマキチョウ、ゴマシジミの4種が指定され、捕獲・譲渡が禁止されています。

最後に都市公園法です。新潟県都市公園条例では、県立都市公園の中では、動物の保護と捕獲が禁止されています。

法令は随時関係省庁、都道府県、市町村のホームページなどで確認する必要があります。例えば、昆虫採集について公園の許可が必要かわからないときなどは、各法令を所管する機関の担当部局に確認をします。ルールをよく知った上で、謙虚な気持ちで、マナーを守って、末永く、昆虫採集続けていければいいと思います。

（※1 能生ヒメハルゼミ発生地も国指定天然記念物）

事例報告②

放置昆虫採集トラップ回収大作戦 ～昆虫はかせネットワークの採集マナー啓発

昆虫はかせネットワーク 鈴木誠治

昆虫はかせネットワークの鈴木です。虫屋の方のマナーのお話をさせていただきます。

ナショナルジオグラフィック日本版にノムラホイホイの記事が載りました。単にペットボトルをちょっと工夫して、虫を取るトラップです。これが虫がたくさん取れます。大量にとれるがゆえに、仕掛けたけども回収しないでそのままになっています。このストックキングに餌を入れたトラップは、2ヶ月間このままでした。プラスチック製品なので、土に帰りません。当然ですが採集時にごみが増えます。さらに無限に虫をとらえ続ける危険性もあります。

2021年に新潟県中を探して、どこに放置トラップがおいてあるかというのを調査しました。調査地は全部公園です。ストックキング型とノムラホイホイに代表されるようなペットボトル型の2種類を記録しました。新潟県内19ヶ所を調べた結果、19の公園中、17カ所で放置トラップが見つかりました。なかった公園もないとも言い切れず、管理者が撤去しただけという可能性もあります。新潟県内でカブトムシクワガタのいそうな公園は大体もう放置トラップがあります。これを問題視して、放置昆虫採集トラップ回収大作戦という啓発イベントもやりました。

これはトラップを使っちゃいけないのではなく、必ず回収しましょうということなのです。そのための対策のひとつは、標識をつけ

ることです。私が使ってるトラップには住所・氏名・電話番号・メールアドレスが全部書いてあります。それとゴミを残さないっていうのを徹底してほしい。トラップを固定していた針金やトラップに入れていた餌も、現地に放置ではなく全部持ち帰ってほしいと思います。また、虫のうち不要な虫は殺さず逃したい。殺虫剤を使うトラップはやめて、どうしてもなかで虫が死んでしまうようなトラップも必要最小限にしましょう。

昆虫はかせネットワークではイベントのときに、できるだけまだマナー啓発をしています。採集するときにマナーを守っていければ、今後も継続して昆虫採集ができると信じています。

事例報告③

中山間地域での昆虫養殖 ～地域資源を利用するための地域住民との関わり～

十日町市地域おこし協力隊 高木良輔

今回は地域資源を使った昆虫養殖について発表します。2021年から地域おこし協力隊という制度を使って移住し、地域資源を活用したビジネスの起業を考えております。一つ目が昆虫販売、カブトムシ・クワガタムシの養殖と販売です。二つ目が昆虫飼育の資材の開発です。三つ目が自然観察体験です。廃材や使われない山の一部を活用して、地域に利益を還元できると考えています。

次に昆虫採集者に対する地域の反応を紹介します。何をやっている人なのかわからなかった。夜、街灯を見回っている人も見かける。人里離れた場所で白布を垂らしている人がいる。道路脇に駐車してある。何をやってる人かよくわからなかったので声をかけづらい、といったような反応をいただきました。また、無断で私有地に入ることはやめてほしい。これに関しては山菜採りと同じですけども、村の資源ないし個人の資源なので、勝手に入ってということはやめて欲しい、という意見がありました。

私が地域住民の賛同を得るために、3年弱活動してきてわかったことを三つ紹介します。一つ目は地域住民になること。地域住民と顔見知りになること、挨拶や協力、集落行事への参加、支援活動。高齢者が多い地域なので、農作業の手伝いや、直売所の運営などは高齢者から非常に助かると言ってくれます。二つ目が、理想をしっかりと説明するということ。昆虫でどんなことをしたいのかを説明することで、古道のウォーキン

グツアーやキャンプ場で子供たちを集めて自然教室をすることに繋がっていきました。三つ目に具体案を明言する。毎年恒例の古道散策会に動植物の観察を加えることを提案し、2020-2023年の春に観察会を実施しました。

移住して最初は、地域住民への挨拶回り、昆虫採集をしていい場所を聞いてみるという地道なところから始めました。その後は作業を手伝いながらテリトリーを広げました。農作業や山工事のときに、夜戻ってきて昆虫採集してもいいか了解を通していきました。そして、地域の方に昆虫を好きになってもらう、関心を持ってもらう努力をしました。ある集落でライトトラップを企画し、子供たちを含む地域住民に参加してもらいました。この目論見は大成功し、大人・子供合わせて30名弱集まってくれ、私の活動に対して理解を示してもらうとともに、毎年恒例のイベントになっています。特に、協力してくれた方への恩返しが非常に重要です。ものではなくて、労働などの時間で恩返しをするのが良く、なるべく早くお返しすると良い印象があります。

最後にまとめになります。地域社会の一部として機能していくことが重要です。資源を利用する際には、恩返しをしていくことも大切です。また、資源を際限なく消費しないということで、薄利多売であるとかオーバーツーリズムは、やってはいけないと考えております。

パネルディスカッション

司会：大平創（十日町市立里山科学館 越後松之山「森の学校」キョロロ 研究員）

パネラー：塘 忠顕、須藤弘之、鈴木誠治、高木良輔

司会：福島県と新潟県は隣接している自治体ですが、共通部分や違う部分についてお聞かせいただきたいと思います。

塘：こんなに採集規制があちこちで進んでいると聞いて、驚いたというのが率直な感想です。福島県では、紹介した只見町が広く・多くの規制をしていますが、只見町というのは福島県の中でも特殊な事例で、他は数少ない自治体が、天然記念物としてギフチョウやキマダラルリツバメを指定・規制しているくらいです。

ただ、福島県の場合も、只見町、南会津町、檜枝岐村がライトトラップに対して厳しい規制をしているという背景は、新潟県と同じでクワガタムシの採集のマナーの悪さが原因かと思われまます。

福島県では種指定もされていますが、種指定と同時に種がまもられるような生息環境保全をどうするか、ということを考えているところがあります。

もうひとつ、地元には様々な希少な生物が生息していることについて、福島県の方々があまり関心がないということ。その裏返しで、自治体もあまり執着しないというか。新潟県と福島県の県境のあたりでオオクワガタ・ヒメオオクワガタ採りに採取者が集中しているくらいで、ほかはまだまだ採集マナーの悪さが顕在化していないということがあります。そうした点が新潟県と福島県の違いなのかなと思ひながら、話を聞か

せてもらいました。

司会：新潟県の規制については、ここ数年の間に厳しい規制が敷かれる自治体が増えているという現状にあるかと思います。

須藤：今の新潟県の市町村の条例が作られた背景とか、条例の内容を見ると、これは明らかに、ギフチョウとかクワガタムシを採集する人たちのマナーが悪かったということ。ここ20年くらいでインターネットが普及して、交通網も発達して、東京などからもすぐに来られるわけです。その結果、採集者が集中して、ゴミを捨てたりとか、トラップをかけてそのままだったりとか、そういうことが多くなり…。恐らくは、地域の方々と遠くから来た、都会から来た採集者との対立関係があったんだろうと考えています。

鈴木：地元の人からすると、遠くから来て虫を採っている人は、遠くから来てワラビを採ってる人と同じ扱いになるんです。そういったことが規制に繋がっていったのかと思います。

あと、放置トラップで言うと、公園の管理者がかなり迷惑に感じているようです。

司会：高木さんは新潟県に移住されて、そして活動していらっしゃるわけですが、他の地域から昆虫採集にきた人とか、採集している様子を目撃されたことがあるかと思ひ

ます。地域住民になった立場として、どのよう
に感じていらっしゃるでしょうか。

高木：ほとんどの方は節度を守って採集さ
れているんじゃないかと思います。しかし、
ライトトラップをやりながら、ついでにバ
ーベキューもやったといった話も聞してい
るので、ほんの一部の方が皆さんの名誉を
下げてるんじゃないかな、という印象です。

司会：新潟県は昆虫文化の歴史が非常に深
い県ですが、昆虫文化自体が急速に活気を
失っているような印象も受けます。これに
は昆虫採集以外にも原因はあるかと思いま
すが、どうでしょうか。

鈴木：70年代から昆虫採集はあまりよろし
くない、虫を殺さないで観察だけしようと
いう動きがありました。昆虫標本を出すと
批判される時代があった。その後、昆虫標本
を作れる人が減り、誰も作れない、誰も教え
られない。これが続いて、昆虫採集というの
がかなり失われてしまった。昔は学校の先
生が教えたというのですが、今では学校の
先生で虫の採り方とか標本の作り方を教え
らえる人は、ほとんどいません。

塘：私が昆虫採集をして昆虫標本を作って、
という時代は、特に学校教育において昆虫
採集はどちらかというと良くないと声高に
言ってきた時代にありました。そしてその
負の遺産が続いて、「虫採り＝悪」とい
う構図が消えたあとも、それをもとに戻す
力が働かなくなった。それと同時に、昆虫を
採る環境がどんどん減っていった。そうい
ったことに目を向ける子供や親も減ってい

った、というのが背景にあると思います。

司会：高木さんが行っている昆虫を使った
地域おこしの、手応えのほどはどのように
感じていらっしゃるでしょうか。

高木：

手応えはあります。地元の方だけでも、ラ
イトトラップで地域にどんな昆虫がいるの
か探してみようじゃないかと声をかけたら、
集落から 30 人もの方が集まってくれまし
た。その流れで小学校で昼休みの時間を活
用して、こんなものが森にはいるんだよと
いう学習をしたんですが、全校生徒 100 人
のうち参加生徒は 60 人も集まってくれま
した。身近なものが分かっていないだけで、
魅力を発見してしまえば、爆発的な人気が出
るんだなと感じています。

須藤：長岡市には長岡市立科学館があって、
専門の学芸員がいて、色々な普及活動をし
ています。その普及活動のひとつに「生物標
本作品展」というものがあって、70 回以上
行っています。そこから後タイグノーベル
を受賞した北大の吉澤先生を輩出していた
りと、この長岡市は昆虫採集や昆虫標本の
拠点であります。

司会：ここからは基調講演・事例報告の質疑
に対する応答の時間とします。

質問：採集者と地域住民の意見をつなぐ効
果的な方法はありますか？福島県で事例が
あれば教えてください。

塘：採集者がその場所で話をするっていう

ことがとても大事なんじゃないかと思いました。地域住民の方からすると知らない人がやってきて、何をやっているのか分からないってすごく不気味だし、声をかけづらい。そこで自分が何者でどういう目的でそこで何をしているのか、採集しているものに関する話をするので、多少はお互いに緊張が和らぎますし、理解もしていただけると思います。普段から地域の方とコミュニケーションをとっていたことから、ある場所に事業者が入る際に情報を寄せてもらい、貴重な昆虫が棲んでいる池を良好なカタチで保全し、最低限の開発に留められたということがあります。コミュニケーションを図ることが一番大事だと思います。

質問：ギフチョウのような綺麗な虫ばかりが市町村の条例で指定されているように感じます。そのような大型美麗種以外にも目を向けてもらえるようにするには、どうすれば良いのでしょうか？

塘：2002年に出ている福島県のレッドデータブックの昆虫の対象は、トンボ、チョウ、水生のカメムシと、コウチュウだけです。つまり、いわゆるファンの多い、大型美麗種の多い分類群だけが対象になっていました。そういう大型美麗種だけではなく、すべてのものを対象にして、何が本当に絶滅の危機に瀕しているのかを調べるために、かなりの人数をかけて行政を説得して始めたところです。専門家は人たちに注目されていない分類群を調べる意義というものを説明していくことが大事です。

質問：採集者のマナーに尽きると思いますが、マナーを守らせるために、一体どうすればいいのでしょうか？

鈴木：我々は一介の虫屋として、一部の虫屋が悪いただけだ、という主張をするのは避けたほうが良いと思います。他の人が悪いんだって言う事は、まわりまわって自分の首を絞めることになります。難しい問題なんですけど、お互いに注意し合う、悪い虫屋を見つけたら、ちょっと気をつけよう、とお互いに注意し合うことからだと思います。

司会：我関せずではいけない。そういう態度でいてはいけない、とうことですね。虫屋全体の問題としてとらえて、自分だけがマナーを守るのではなくて、他人にもマナーを守るように促すような、自浄作用を使っていくことが必要だと思います。

質問：福島県の事例について、公共事業の際、保護対象としてレッドリストにあがっているものがいたときに、実際どういう事をやるのでしょうか？その後継続的に守るためにどうするのでしょうか？

塘：福島県の条例は、まず事業予定地にレッドリスト掲載種がいたかどうかを県に照会し、もしいることが分かったら、その生息環境および種をどのような形で保全するのかを事業案に盛り込んで具体案を示すことが義務付けられています。基本的にミティゲーションになると思いますが、一番良いのはその種が生息している場所は事業対象から外す、それがどうしても出来ない場合はできるだけ環境に対する影響を小さくする

方策を示すことです。私たちはヒアリングを受けたらアドバイスをし、どうしてもミティゲーションが出来ないときには移植場所を新しく創出してそこに移すというような、具体的に保全をしながら事業を実施していただいています。事後のモニタリングについては、条例の中に書かれておらず、課題として残されています。事業のあとに、保全した種がしっかり残されているかというチェックまでは、福島県でも行われていません。

質問：将来的には標本を公的機関に収める、とのことでしたが、日本の公的機関で標本を受け入れてくれるところはあまりないと思います。どのようにお考えですか？

塘：大事な指摘だと思います。私は理想を語りましたが、受け入れ先がないというのが現実です。福島県の事例で言うと、福島県には化石を除いて生物系の標本を受け入れるところはありません。そこで福島大学に貴重資料保管室というものを作り、貴重な標本については受け入れるようにしています。例えば、コヒョウモンモドキとか、全国に散逸した貴重な標本を集めてコレクションを再度集めたりするようなことも始めています。大学、あるいは地元の博物館が積極的にそういったことをやっていただくことも考える必要があると思います。

質問：種の保存法で指定された標本については、移動も譲渡も禁止されています。こうした標本は最後にはゴミになるのを待っているだけの状態です。一介の虫屋が声をあげても解決しないので、先生方から色々と

動いていただきたいのですが、いかがでしょうか？

塘：今回のシンポジウムは、これからの昆虫採集をどうするかということだけでなく、今まで得られた標本やデータとか、採集規制をする側の考え方を柔軟に変えていくための第一歩だと思います。専門家と呼ばれるプロの研究者が声をあげて、理不尽な規制の使い方を何とかしていくことも必要でしょうし、全国には同様に困っている方がたくさんいると思うので、そういった方々も私たちと一緒に声をあげていくことが必要という気がします。

質問：標本の維持管理の費用は、年間どのくらいですか？

鈴木：昆虫はかせネットワークとして関わっているアマチュアの標本の維持管理の話をしますと、企業から助成金を得て維持管理しているんですが、最終的には三桁万円くらいかかると思います。

須藤：テレビとかニュースで、国立博物館のクラウドファンディングを見た方がいると思います。色々な標本の保存管理が難しくなっていて、クラウドファンディングを立ち上げて1億円目標を数日で9億円にしてしまったという話ですが、標本の管理には土地、建物、棚などの設備、空調設備が必要になります。個人のレベルで昆虫標本を維持管理するとなると、ドイツ式標本箱、8,000円くらいになりますが、一箱からはじめて、その箱で個人の標本を管理して、薬を毎年入れ替えれば、50年とか100年とか持

ちます。まずは個人の管理から始めていけば良いかと思います。

質問：将来のために今やっておいたことがいいと思う、昆虫のためにできることはなにかありますか？

塘：まずは、ひとつひとつの昆虫が一体どういう環境で生活しているのかを観察すること。昆虫をまもるためには、その虫が生きている環境をまもることが大切なので、将来にわたってその虫が採れる環境がどういう生態的特徴をもっているのか、を多くの人が必要があります。現場で生き様を見る、ということが大切だと思います。

須藤：今、塘先生が言ったように、昆虫について理解を深める。

鈴木：質問者が子供だと仮定して。恐らく皆さんが大人になる頃には、現状と虫がだいぶ変わっていると思います。自分が子供の頃はこうだったよとハッキリ言えるように、今、どんな虫がいたかをしっかりと学んでおくこと。たぶん、今の希少種が普通種になったり、普通種が希少種になったりしていると思うので、今どうなっているかを知ることが将来につながるかだと思います。

高木：お子さんに対してとすれば、やめないこと。男子だったらカブトムシ、クワガタムシを通して、だいたい高学年くらいに卒業して行って、スポーツのほうに…みたいな形だと思います。友達に見せたり、家から出さなくてもいいし、細々と続けてみても面白いと思います。

司会：時間が近づいて参りましたので、私の方で簡単にまとめたいと思います。ここまで、色々な視点から昆虫採集について考えてきました。昆虫採集に限りませんが、バランスを考えながらやっていくことが大事なんだと思います。採集もやりすぎではいけないし、やりすぎた規制というのもその他に問題を生み出すことになりますので、バランスを見ながらやっていくということが必要なのかな、と。そのために、今回のシンポジウムを通して議論をするキッカケにしたいということで、進めてきました。

それでは最後に、鈴木さんから一言まとめの言葉をお願いします。

鈴木：これまで昆虫採集者は、自分の好きな虫を好きなだけ採って、それをこっそり蓄えてきました。恐らく今後は、採集者も変わっていかなくてはいけない。自分がどういう虫を採っていて、それがどういう価値があるのか、ということ向社会に向けて発信していかなければいけない時代がやってくると思います。これは学術的な意味だけではなく、地域の昆虫相を理解することや、保全、環境教育に対して、採集者の持っている知識や経験は非常に役立つものだと思います。それを「役立つものだ」と世間に対して発信していかなければ、「あの気持ち悪い人たちは何なんだ」と言われて、規制は強まっていくと思います。周りを変えていくためには、自分から変わっていかなくてはならないのではないかと、生意気なことを言って、まとめたいと思います。

編集・発行 2024年3月

昆虫はかせネットワーク

公式 HP <https://konchuhakaset.net>

連絡先 電話 090-9529-0772

メール info@konchuhakaset.net